

学校法人

静岡日本語教育センター

SHIZUOKA JAPANESE EDUCATION CENTER

〒420-0835 静岡県静岡市葵区横田町11-6

11-6YOKOTA-MACHI, AOI-KU, SHIZUOKA-SHI, JAPAN

TEL: 054-251-5211

FAX: 054-251-5255

<http://sjec.jp/>

2011年3月24日

ていけいこう みな
提携校の皆さま

学校法人 静岡日本語教育センター
理事長 増田 一

かいがい まいにち にほん じしん げんしりょくはつでんしょ ほうどう ていけいこう
海外でも毎日のように日本の地震・原子力発電所でのトラブルのニュースが報道され、提携校
がくせい かぞく みな たいへんふあん かん おも
および学生のご家族の皆さまも大変不安に感じていらっしゃると思われま

とう だい き そつぎょうしき ぶ じ お ねん がつせいう い しんねんど
当センターではすでに第21期の卒業式を無事に終え、2011年4月生受け入れや新年度の
じゅんぴ はじ たてもの きょうしつ がっこうしゅうへん どうろ せいかつ かん
ための準備を始めていること、また、あらためまして建物、教室、学校周辺の道路や生活の環
きょう まった ししょう ほうこく
境に全く支障がないことをご報告いたします。

ほんじつげんざい がっこうたてもの こうしゃ きょうしつない ようす こうかい しずおか まち
本日現在の学校建物、校舎、教室の様子をHP (<http://sjec.jp>) で公開しております。静岡の町
ようす じゅんぴ しだい こうかい じかん
の様子などについても準備ができ次第、HPで公開してまいりますので、お時間のあるときに
かくにん ふけい みな といあ さい むね つた
確認ください。ご父兄の皆さまからお問合わせがありました際にも、その旨お伝えください。なお、
え にゅうがく しんきゅう ぼあい がくひへんかんせいど けいさい
やむを得ず、入学・進級をとりやめる場合の学費返還制度についてもHPに掲載してありますの
ひつよう ぼあい かくにん
で必要な場合はご確認ください。

た ふめい てん といあ こんご
また、その他ご不明な点がございましたら、センターまでお問合わせください。今後ともよろしく
ねがい
お願いいたします。

学費等納入金返還（2011年3月25日付）について

現在までのところ静岡での生活および当センターにおける勉強には全く支障はありませんが、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、原子力発電所トラブル等に伴う社会不安、状況に鑑み、以下、学費等納入金返還制度を策定しましたので、通知します。

なお、入学辞退・入学取りやめについては、財団法人日本語教育振興協会「日本語教育機関による留学生受入れに関するガイドライン」<http://www.nisshinkyō.org/> 八. 納付金3-2、3-4を適用します。

◆対象：2010年度生のうち、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、原子力発電所トラブルに伴う影響を考慮し、進級せず退学・帰国を希望する者

◆手続き：センターへの申請日（退学届けを提出した日を申請日とする）により、返還額が変わりますので注意してください。

①3月31日までに申請をした場合

…授業料（1年分）の75%および施設設備費、教材費、留学生保険、健康診断料

②4月1日以降に申請をした場合

…授業料（1年分）の50%

◆注意：

①この学費等返還制度の適用期間は2011年3月25日より2011年4月30日までとします。

②退学・帰国をする者については、帰国したことが確認された後、指定の銀行口座に振り込みします。帰国した後、速やかに提携校の担当者に連絡をしてください。パスポートの日本出国スタンプおよび本国入国スタンプが押されているページのコピーが必要です。

③手続きの都合上、学費等返還までに2～3ヵ月かかります。

④送金等にかかる手数料（返還額の5%）は学生側が負担することとします。5%を差し引いた額を振り込みします。

⑤その他個人的事由による退学・帰国、入学とりやめ、また適用期間を過ぎて退学・帰国、入学とりやめをする場合はこの学費等納入金返還制度が適用されません。通常の規定に基づいて対応しますので、センターに問い合わせをしてください。

⑥その他、不明な点がありましたら、センターまでご連絡ください。